

後発医薬品数量シェア（置換え率）（様式38の3対応）

[改定内容]

院内処方を行っている診療所であって、後発医薬品の使用割合の高い診療所について、後発医薬品の使用体制に係る評価を新設する。

外来後発医薬品使用体制加算 1	4点
外来後発医薬品使用体制加算 2	3点

[施設基準]

- (1) 薬剤部門又は薬剤師が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ、後発医薬品の採用を決定する体制が整備された保険医療機関（診療所に限る。）であること。
- (2) 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した使用薬剤の薬価（薬価基準）別表に規定する規格単位ごとに数えた数量（以下「規格単位数量」という。）に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が、外来後発医薬品使用体制加算 1 にあっては 70%以上、外来後発医薬品使用体制加算 2 にあっては 60%以上であること。
- (3) 当該保険医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が 50%以上であること。
- (4) 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の受付及び支払窓口等の見やすい場所に掲示していること。
- (5) 外来後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出は、別添 2 の様式 38 の 3 を用いること。

後発医薬品数量シェア（置換え率）の作成方法

- ① システム管理「3002 統計帳票出力情報（月次）」から統計プログラムを新規登録します。登録画面の「複写」ボタンをクリックし月次統計帳票一覧から“後発医薬品数量シェア（置換え率）”を選択して登録します。
- ② 「52 月次統計」業務画面から①で登録した“後発医薬品数量シェア（置換え率）”を選択します。
- ③ 診療年月パラメタは、対象範囲の3ヶ月分の最終診療年月を指定します。指定した診療年月から2月前からを処理対象とします。
(例)平成28年3月を指定した場合 平成28年1月から平成28年3月診療分を対象とします。
- ④ 明細区分パラメタは、“1”を指定すると医薬品別の規格単位数量を出力します。
- ⑤ CSV出力パラメタは、“1”を指定するとCSVデータを出力できます。
- ⑥ 対象区分パラメタは、集計する医薬品が算定されている診療区分の範囲を指定します。
0：全体
1：投薬
2：在宅・投薬・注射
- ⑦ 入外区分パラメタは、集計する医薬品が算定されている入院、外来の範囲を指定します。
0：全体
1：入院分のみ
2：外来分のみ

注意事項

対象区分パラメタ及び入外区分パラメタは**対象とするデータ範囲が不明確**なため準備しました。

様式38の3の届出書添付書類に転記する前には内容をきちんと確認してください。

明細の「後発」欄の区分について

厚生労働省のホームページの「薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について」の中の「5. その他（各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報）」にある内容にそって集計を行っています。

（抜粋）

各先発医薬品における後発医薬品の有無及び後発医薬品について、1：後発医薬品がない先発医薬品（後発医薬品の上市前の先発医薬品等）、2：後発医薬品がある先発医薬品（先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含む。ただし、全ての後発医薬品が経過措置として使用期限を定められている場合を除きます。後発医薬品と同額又は薬価が低いものについては、「☆」印を付しています。）と3：後発医薬品（先発医薬品と同額又は薬価が高いものについては、「★」印を付しています。）として分類しています。なお、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品及び平成28年度診療報酬改定における「基礎的医薬品」の対象成分については、「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」は空欄となっています。

「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」（厚生労働省平成25年4月5日）に基づく後発医薬品の数量シェア（置換え率）※における『後発医薬品のある先発医薬品』が2で分類される品目であり、『後発医薬品』が3で分類される品目であるため、置換え率を算出する際には、こちらの情報をご活用ください。

$$\begin{aligned} \text{※後発医薬品の数量シェア（置換え率）} &= \frac{\text{〔後発医薬品の数量〕}}{\text{〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕} + \text{〔後発医薬品の数量〕}} \\ &= \frac{\text{〔3で分類される品目の数量（★を除く）〕}}{\text{〔2で分類される品目の数量（☆を除く）〕} + \text{〔3で分類される品目の数量（★を除く）〕}} \end{aligned}$$

このデータから「後発」欄の区分は以下のように設定しています。

- 0：以下以外
- 1：後発医薬品がない先発医薬品（後発医薬品の上市前の先発医薬品等）
- 2：後発医薬品がある先発医薬品（先発医薬品と後発医薬品で剤形や規格が同一でない場合等を含む。ただし、全ての後発医薬品が経過措置として使用期限を定められている場合を除きます。）
- 3：後発医薬品
- 4：後発医薬品がある先発医薬品（後発医薬品と同額又は薬価が低いもの）「☆」
- 5：後発医薬品（先発医薬品と同額又は薬価が高いもの）「★」